

共 済
NEWS

公告広報
No.231

公 告

令和8年三職共公告第11号

役員選挙の当選人について

令和8年5月21日に執行した役員選挙において、次の者が当選し、同日就職した
ので、地方公務員等共済組合法第14条第4項の規定に基づき公告する。

記

理事長 尾 上 壽 一 （紀北町長）

令和8年三職共公告第12号

運営規則の一部変更について

三重県市町村職員共済組合運営規則（昭和37年三職共規則第1号）の一部を別紙
のとおり変更したので、これを公告する。

令和8年5月22日
三重県市町村職員共済組合
理事長 尾 上 壽 一

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市河芸町浜田808番
発行人	坂 口 裕 司
電 話	(059)-253-2701

三重県市町村職員共済組合運営規則の一部を変更する規則について

三重県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年 12 月 10 日三職共規則第 1 号）の一部を次のように変更する。

（傍線の部分は変更部分）

変更後	変更前
<p>（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構との契約）</p> <p>第 9 条 組合は、<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>（以下「<u>基盤機構</u>」という。）との契約により、法第 144 条の 33 第 1 項各号に掲げる事務を<u>基盤機構</u>に委託するものとする。</p> <p>2 組合は、<u>基盤機構</u>との契約により、第 7 条第 1 項に規定する医療機関又は薬局に対する組合員及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務（当該療養の給付の審査を含む。）を<u>基盤機構</u>に委任することができる。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（給付期間の満了の通知）</p> <p>第 15 条 理事長は、療養を受けている組合員又は被扶養者が法第 61 条第 1 項の規定に該当するに至ったときは、組合員、現に療養を受けている医療機関及び<u>基盤機構</u>にその旨を通知するものとする。</p>	<p>（社会保険診療報酬支払基金との契約）</p> <p>第 9 条 組合は、<u>社会保険診療報酬支払基金</u>（以下「<u>基金</u>」という。）との契約により、法第 144 条の 33 第 1 項各号に掲げる事務を<u>基金</u>に委託するものとする。</p> <p>2 組合は、<u>基金</u>との契約により、第 7 条第 1 項に規定する医療機関又は薬局に対する組合員及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務（当該療養の給付の審査を含む。）を<u>基金</u>に委任することができる。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（給付期間の満了の通知）</p> <p>第 15 条 理事長は、療養を受けている組合員又は被扶養者が法第 61 条第 1 項の規定に該当するに至ったときは、組合員、現に療養を受けている医療機関及び<u>基金</u>にその旨を通知するものとする。</p>

附 則（令和 8 年 5 月 21 日三職共規則第 5 号）

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。